

複数市町村で営農する

認定農業者の申請手続きが変更になります！



複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県**又は**国が農業経営改善計画の認定**手続きを一括で行います。（2020年4月から実施）

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

国・都道府県認定が始まります！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】



【見直し後】



認定
申請

B市

認定
申請

C町

認定
申請

D村

申請先が
1つに！

認定
申請

A県

認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村またがる場合、

- ・ 単一都道府県内に存する場合は住所地の総合事務所等
- ・ 複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局又は農林水産省）

に認定を申請することになります。

農業経営を営む区域が、単一市町村の範囲内の場合、従来どおり市町村に認定を申請します。

【認定申請先一覧】

農業経営を営む区域		認定者
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	総合事務所長等
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続きも可能になります！

2020年4月から電子申請手続きが始まり、オンライン申請が可能になります。

国・都道府県が認定を行う申請には、経済産業省 g B i z サイトから共通申請サービスにログインするための I D を取得する必要があります。

なお、市町村が認定を行う申請のオンライン化は、2021年度から順次拡大予定です。（農林水産省の下記 H P アドレスを参照してください。）

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html

県認定に関するお問い合わせ先

申請先区分等	お問い合わせ先	電話番号等
認定農業者制度、電子申請全般に関すること	農林水産部経営支援課	〒680-8570 鳥取市東町1-220 電話：0857-26-7276
鳥取市、岩美町にお住まいの方	東部農林事務所農業振興課	〒680-0061 鳥取市立川町6-176 電話：0857-20-3557
若桜町、智頭町、八頭町にお住まいの方	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話：0858-72-3809
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町にお住まいの方	中部総合事務所農林局農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3162
米子市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町、大山町にお住まいの方	西部総合事務所農林局農林業振興課	〒683-0054 米子市糀町1丁目160 電話：0859-31-9653
日南町、日野町、江府町にお住まいの方	日野振興センター日野振興局農林業振興課	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話：0859-72-2004